

八王子囲碁を楽しむ会 会則

第9版 2023年4月1日

(名称および事務局)

第1条 この会は、八王子囲碁を楽しむ会と称し、事務局を長沼町会館内におく

(目的)

第2条 この会は、囲碁の普及発展と会員相互の親睦を計り、余暇善用と地域レクリエーションの振興に寄与することを目的とする

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 囲碁の例会
- (2) 囲碁の研究および普及の事業
- (3) 関係団体の事業に対する協力
- (4) その他、会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 この会の会員は、この会の趣旨に賛同し、年度会費を納入したものとする

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 総務 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 参与 若干名

(名誉役員)

第6条 この会に、名誉会長、相談役、顧問をおくことができる

(役員任期)

第7条 この会の役員は、総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

(会議)

第8条 この会の会議は、総会と役員会とする

2 総会は、年1回開き、役員、事業、予算に関する事項を決議する

3 役員会は、必要に応じて開き、会務を処理する

4 会議は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て決する

(会計)

第9条 この会の会計は、次を以て支弁する

(1) 会費 年額5,000円

(2) その他の収入

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

(付則)

第11条 この会の細則は、役員会で決定する

2 会則第1版は1995年7月24日より施行する

ただし、1995年度は、成立の日から翌年3月31日までとする

3 会則第8版は、2020年4月1日より施行する(第1条名称及び事務局 事務局設置場所を八王子市レク協→長沼町会館 に変更)

4 会則第9版は、2023年4月1日より施行する(第9条(1)会費を年額6,000円→年額5,000円 に変更)

八王子囲碁を楽しむ会 細則

(会計規定)

1. 本会の会計記録に関する事項は次のとおりとする
 - (1) 会計基準は、公益法人会計準則に則り、この趣旨を尊重して処理する
 - (2) 帳簿は、金銭出納帳および資産台帳とする
 - (3) 会計の必要に応じて補助簿を作成することができる
 - (4) 会計書類は、予算書、決算書および資産目録とする
 - (5) 本条の規定は 1995 年 7 月 24 日制定、同日より施行する

(年度会費規定)

2. 会員の会費納入は、次の通りとする
 - (1) 5,000 円を 4 月末までに納入する
 - (2) ただし 6,7 月新規入会者は 4,000 円、8,9 月新規入会者は 3,000 円、10,11 月新規入会者は 2,000 円、12,1 月新規入会者は 1,000 円、2,3 月新規入会者は 0 円とする
 - (3) 休会後の復帰者についても前(2)項を援用する
 - (4) 本条の規定は 2023 年 4 月 1 日制定、同日より適用する